

都市計画法第17条第1項の規定に基づく都市計画変更の理由書

1. 案件名

函館圏都市計画道路の変更（函館市決定）

2. 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

3. 都市計画変更の内容

3・3・101号外環状線：一部区域の変更（隅切りの変更）

3・4・66号日吉中央通：起点の変更

一部線形の変更（変更区間 L=約370m）

一部幅員の拡幅変更（16.0m→17.0m

変更区間 L=約40m）

8・5・1号緑園通：一部区域の変更（一部道路区域の減）

4. 都市計画変更の理由

都市計画道路3・4・66号日吉中央通において、広域幹線道路である1・4・3号新外環状線の日吉ICが供用されることに伴う、当該路線における交通量の増大に対応するため、3・4・66号日吉中央通の起点を3・3・101号外環状線と市道湯川2-1号線の交差点部に変更し、線形および幅員の一部拡幅変更を行うことにより安全で円滑な交通処理を図るものである。

また、交差する3・3・101号外環状線の隅切り部の廃止および8・5・1号緑園通と立体交差になることにより、当該路線の一部区域の変更を行う。